

アサヒグループ役員・従業員の
皆さまへ

団体保険制度 [別 冊]

- 団体総合生活補償保険(標準型)
- 団体総合生活補償保険(MS&AD型)
- 所得補償保険
- 団体長期障害所得補償保険
- 団体総合生活補償保険
(総合レジャー保険・ゴルファー向け保険)

～必ずお読みください～

保険金をお支払いする場合・
保険金のお支払額・
保険金をお支払いしない主な場合

≫ 1 ページ ～ 16 ページ

ご加入にあたって
ご注意いただきたいこと

≫ 17 ページ ～ 18 ページ

保険金をお支払いする場合に
該当したとき

≫ 19 ページ

ご加入内容確認事項

≫ 20 ページ

健康状況告知書ご記入のご案内

≫ 21 ページ ～ 22 ページ

重要事項のご説明

≫ 23 ページ ～ 30 ページ

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・ 保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、本別冊12～13ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

団体総合生活補償保険（標準型）（団体傷害保険・団体レジャー保険（総合レジャー保険）・団体自転車保険）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害死亡保険金★傷害補償（標準型）特約 保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 (注) 団体自転車保険には自転車搭乗中等のみ補償特約がセットされているため、自転車事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなくても、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなくても、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●本別冊11ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガなど (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	傷害後遺障害保険金★傷害補償（標準型）特約 保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合 (注) 団体自転車保険には自転車搭乗中等のみ補償特約がセットされているため、自転車事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。	$\text{傷害死亡・後遺障害保険金額} \times \text{約款所定の保険金支払割合 (4\% \sim 100\%)}$ (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	家族型への変更に関する特約をセットする場合 上記に追加される事由 ●本別冊11ページの「補償対象外となる職業」に従事するケガ 上記から除外される事由 ●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ
	傷害入院保険金★傷害補償（標準型）特約 保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。） (注) 団体自転車保険には自転車搭乗中等のみ補償特約がセットされているため、自転車事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{傷害入院の日数}$ (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	団体自転車保険 上記に追加される事由 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●自転車*を用いて競技等*をしている間のケガなど 上記から除外される事由 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●入浴中の溺水*（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなくても、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●本別冊11ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ
	傷害手術保険金★傷害補償（標準型）特約 保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合 (注) 団体自転車保険には自転車搭乗中等のみ補償特約がセットされているため、自転車事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。	① 入院*中に受けた手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ ② ①以外の手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$ (注) 1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限りです。また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害通院保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約 傷害保険金	保険期間中の事故によるケガ [※] のため、通院 [※] された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注1) 団体自転車保険には自転車搭乗中等のみ補償特約がセットされているため、自転車事故 [※] によるケガに限り保険金をお支払いします。 (注2) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位 [※] を固定するために医師 [※] の指示によりギプス等 [※] を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものと同みなします。	$\text{傷害通院保険金日額} \times \text{傷害通院の日数}$ (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院 [※] に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [※] を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	前記傷害死亡保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	① 保険期間中の次のア. またはイ. の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ② 日本国内において保険期間中の次のア. またはイ. の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等 ^(※1) を運行不能 ^(※2) にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア. 本人の居住の用に供される住宅^(※3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (※1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具 [※] をいいます。 (※2) 正常な運行ができなくなることを入ります。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (※3) 敷地内の動産および不動産を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者 [※] 、同居の親族および別居の未婚 [※] の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	$\begin{aligned} & \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} + \\ & \text{判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金} - \\ & \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額} - \\ & \text{免責金額}^*(0円) \end{aligned}$ (注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ● 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ● 他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ● 被保険者と同居する親族[※]に対する損害賠償責任 ● 被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ● 第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ● 心神喪失に起因する損害賠償責任 ● 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ● 自動車等[※]の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ● 戦争、その他の変乱[※]、暴動による損害 ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害など
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約 (携行品損害補償特約用) セット	保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品 ^(※1) に損害が発生した場合 (※1) 「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品 ^(※2) をいいます。ただし、本別冊11ページの「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。 (次ページへ続く)	$\text{損害の額} - \text{免責金額}^*(1回の事故につき3,000円)$ (注1) 損害の額は、再調達価額 [※] によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕する場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (次ページへ続く)	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ● 被保険者と同居する親族[※]の故意による損害 ● 自動車等[※]の無資格運転、酒気帯び運転[※]または麻薬等を使用している運転中の事故による損害 ● 公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ● 携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ● 携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 (次ページへ続く)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約 (携行品損害補償特約用)セット	(前ページからの続き) (※2)「身の回り品」とは 、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。	(前ページからの続き) (注2) 損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券・宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	(前ページからの続き) ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●本別冊11ページの「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 など
救済者費用等保険金 ★救済者費用等補償特約	救済対象者*が次の①～③のいずれかに該当したことにより、被保険者*が費用を負担された場合 ①保険期間中に救済対象者が搭乗している航空機または船舶の行方不明または遭難した場合 ②保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により救済対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公の機関により確認された場合 ③保険期間中に被ったケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて14日以上入院*された場合 (*)「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救済対象者または救済対象者の親族*をいいます。	救済者費用等の額 被保険者が負担された次のア～オの費用のうち社会通念上妥当な金額をいいます。 ア. 遭難した救済対象者*の捜索、救助または移送する活動に要した費用 イ. 救済者*の現地 ^(※1) までの1往復分の交通費(救済者2名分まで) ^(※2) ウ. 救済者の現地 ^(※1) および現地 ^(※1) までの行程での宿泊料(救済者2名分かつ1名につき14日分まで) ^(※2) エ. 死亡されたまたは治療*を継続中の救済対象者を現地 ^(※1) から移送する費用 オ. 諸雑費(救済者の渡航手続費および救済対象者または救済者が現地 ^(※1) において支出した交通費・通信費等をいいます。ただし、日本国外で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は20万円が限度となり、日本国内で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は3万円が限度となります。 (*)1) 事故発生地または救済対象者の収容地をいいます。 (*)2) 上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合において救済対象者の生死が判明した後または救済対象者の緊急な捜索・救助・移送もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救済者にかかる費用は含みません。 (注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、救済者費用等保険金額が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者、救済対象者*または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失により発生した費用 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為により発生した費用 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故により発生した費用 ●脳疾患、病気*または心神喪失により発生した費用 ●妊娠、出産、早産または流産により発生した費用 ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガ*の治療*以外の外科的手術その他の医療処置により発生した費用 ●戦争、その他の変乱*、暴動により発生した費用(テロ行為により発生した費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波により発生した費用 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等により発生した費用 ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水* (ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって発生した場合を除きます。) ●原因がいかなくとも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●本別冊11ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故により発生した費用
受託物賠償責任保険金 ★受託物賠償責任補償特約	保険期間中で、受託物 ^(※1) を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、損壊 ^(※2) 、紛失・盗難が生じ、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合 (*)1) 「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、本別冊11ページの「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。 (*)2) 「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・ (次ページへ続く)	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 ^(*) 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 免責金額* (1回の事故につき5,000円) (*) 被害受託物の時価額が限度となります。 (注1) 保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (次ページへ続く)	●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害 ●受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●航空機、船舶(原動力がもっぱら人力であるものを含みません。)、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居の親族*に対する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 (次ページへ続く)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
受託物賠償責任 保険金 ★受託物賠償責任 補償特約	(前ページからの続き) 法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りまゝ)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	(前ページからの続き) (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	(前ページからの続き) ●引き渡し後に発見された損壊による損害賠償責任 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等) ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●本別冊11ページの「補償対象外となる主な『受託物』」の損害 など
弁護士費用等 保険金・法律相談 費用保険金 ★弁護士費用特約	①日本国内における偶然な事故により保険期間中に被害 ^(※1) を被った被保険者が、法律上の損害賠償請求を行った場合 ②日本国内における偶然な事故により保険期間中に被害 ^(※1) を被った被保険者が、法律相談 [*] を行った場合 ^(※2) (※1)「被害」とは、被保険者が被った身体の障害または住宅・被保険者の日常生活用財産の損壊 ^(※3) または盗取をいいます。「身体の障害」とは、生命または身体を害することをいいます。 (※2)被害に対する法律相談が、被害の発生日からその日を含めて3年以内に開始されたときに限ります。 (※3)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者 [*] 、同居の親族および別居の未婚 [*] の子となります。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	【左記「保険金をお支払いする場合」の①の場合】 引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等 [*] の額 ^(※1) 【左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合】 引受保険会社の同意を得て支出した法律相談費用 [*] の額 ^(※2) (※1)1事故 ^(※3) につき被保険者1名ごとに弁護士費用等保険金額が限度となります。 (※2)1事故 ^(※3) につき被保険者1名ごとに10万円が限度となります。 (※3)1事故とは、発生時期または発生場所にかかわらず、同一の原因から発生した一連の事故をいいます。 (注1)保険金をお支払いした後に次のいずれかに該当された場合は、弁護士費用等保険金の全部または一部を返還していただきます。 ・弁護士等への委任の取消等により着手金の返還を受けた場合 ・訴訟の判決に基づき、被害を被った被保険者が賠償義務者 [*] から弁護士費用等の支払いを受けた場合で、「判決で確定された弁護士費用等の額と既にお支払いした弁護士費用等保険金の額の合計額」が「被保険者が弁護士等に支払った費用の全額」を超過したとき。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した被害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した被害 ●被保険者相互間の事故によって発生した被害 ●自動車等 [*] の無資格運転または酒気帯び運転 [*] 中の事故によって発生した被害 ●被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の影響を受けているおそれがある状態での事故 ●住宅または日常生活用財産の詐取または紛失によって発生した被害 ●専ら被保険者の業務の用に供される動産の損壊または盗取によって発生した被害 ●大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。(環境汚染の発生が不測かつ突発的な事故による場合には、保険金の支払対象となります。) ●住宅または日常生活用財産自体の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、欠陥等による被害 ●被保険者が違法に所有・占有する財物の損壊または盗取 ●被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ●診療、投薬、身体整形、マッサージ等の外科的手術その他の医療処置によって発生した被害 ●妊娠、出産、早産または流産によって発生した被害 ●石綿等有する発がん性等有毒な特性に起因する被害事故 ●外因性内分泌かく乱化学物質(医薬品としホルモン作用を持つよう合成された合成ホルモンなど)の有害な特性によって発生した被害 ●電磁波障害による事故 ●日照権、騒音、悪臭等、住宅または日常生活用財産の損壊または盗取を伴わない事由にかかわる法律相談 [*] を行うことによる損害 ●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動によって発生した被害(テロ行為により発生した費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によって発生した被害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によって発生した被害 ●公権力の行使(住宅または日常生活用財産の差押え・没収・破壊等)によって発生した被害 ●被保険者が第三者との間に損害賠償に関する特別の約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任に関する弁護士費用等または法律相談費用を保険金請求権者が負担することによって被る損害 など

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 [*] 、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約(団体傷害保険、団体レジャー保険(総合レジャー保険))	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ [*] のときも、傷害保険金をお支払いします。
家族型への変更に関する特約(団体傷害保険:F1～F5セット)	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者(補償の対象者)の範囲」に記載のとおり変更します。
就業中の傷害危険対象外特約(団体レジャー保険(総合レジャー保険))	職業または職務に従事している間のケガ [*] に対しては、傷害保険金をお支払いしません。通常の通勤途上はお支払いの対象となります。
熱中症危険補償特約(団体傷害保険:P0～P4セット、F1～F5セット)	保険期間中の急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いします。

団体総合生活補償保険 (MS&AD 型) (医療オプションプラン・親介護補償プラン)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約 セット 本別冊9ページ (☆)参照	保険期間の開始後 ^(*) に発病 [*] した病気 [*] のため、保険期間中に入院 [*] された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (※)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	$\text{疾病入院保険金日額} \times \text{疾病入院の日数}$ (注1)疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間 [*] (1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院 [*] について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 [*] (120日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気 [*] を発病 [*] された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気[*] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害^{(*)1}およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)^{(*)2} ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気^{(*)2} ●妊娠または出産(「療養の給付」等)^{(*)3}の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。) ●原因がいかんときでも、頸(けい)部症候群[*]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●健康状況告知のご回答等により補償対象^{(*)4}外とする病気(加入者証等に記載されます。) など (注)保険期間の開始時 ^{(*)5} より前に発病 [*] した病気 ^{(*)4} については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院 [*] を開始された日 ^{(*)6} からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。)<支払対象外となる精神障害の例>アルコール依存、薬物依存 など (※2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※3)公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (※4)その病気と医学上因果関係がある病気 [*] を含みます。 (※5)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※6)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約 セット 本別冊9ページ (☆)参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気 [*] の治療 [*] のために疾病入院保険金の支払対象期間 [*] (1,095日)中に手術 [*] を受けられたとき。 ②保険期間の開始後 ^(*) に発病 [*] した病気 [*] の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (※)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術 [*] について、次の額をお支払いします。 ①入院 [*] 中に受けた手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ ②①以外の手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 5$ (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療 [*] 過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約 セット 本別冊9ページ (☆)参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気 [*] の治療 [*] のために疾病入院保険金の支払対象期間 [*] (1,095日)中に放射線治療 [*] を受けられたとき。 ②保険期間の開始後 ^(*) に発病 [*] した病気 [*] の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (※)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療 [*] について、次の額をお支払いします。 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ (注1)同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2)疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	
疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約 セット 本別冊9ページ (☆)参照	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気 [*] の治療 [*] のため、通院 [*] された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。)	$\text{疾病通院保険金日額} \times \text{疾病通院の日数}$ (注1)疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間 [*] (180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院 [*] について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数 [*] (30日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (次ページへ続く)	

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合							
疾病保険金	疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約 セット 本別冊9ページ (☆)参照		(前ページからの続き) (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	前記疾病入院保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。							
	疾病退院時一時金 ★疾病退院時一時金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 本別冊9ページ (☆)参照	①「疾病入院」の状態が14日以上継続した後に、生存して退院された場合 ②「疾病入院」の状態が365日を超えた場合	疾病退院時一時金額の全額 (注1) 1回の疾病入院*につき1回を限度にお支払いします。 (注2) 左記「保険金をお支払いする場合」の②により疾病退院時一時金をお支払いした後、生存して退院された場合でも、左記「保険金をお支払いする場合」の①による疾病退院時一時金を重ねてはお支払いしません。	前記疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。 ただし、(注)および(*5)の「病気を補償する加入タイプ」を「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。							
	疾病長期入院時保険金 ★疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約 ☆特定精神障害補償特約セット 本別冊9ページ (☆)参照	「疾病入院」の状態が90日以上となった場合	疾病長期入院時保険金額の全額 (注) 1回の疾病入院*における疾病入院の日数*が、疾病入院を開始した日からその日を含めて90日の整数倍となるごとに、お支払いします。 (*) 疾病入院保険金の支払限度日数* (120日) に到達した日の翌日以降の疾病入院の日を含みません。	前記疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。 ただし、(注)および(*5)の「病気を補償する加入タイプ」を「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。							
	三大疾病診断保険金 ★三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	医師*によって、特約記載の三大疾病(がん(悪性新生物)*、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。)に罹患、発病*したことが診断され、治療*を開始し、下表の支払要件を充足した場合(保険期間中にがんと診断された場合、または急性心筋梗塞もしくは脳卒中により入院*された場合に限ります。)	三大疾病診断保険金額の全額 (注1) 保険期間中1回に限りです。 (注2) 被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。	前記疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」((注)を除きます。)のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ●がん(悪性新生物)*、急性心筋梗塞または脳卒中を発病*した時が、この保険契約の始期日*より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん(既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。) ●既に保険金をお支払いした急性心筋梗塞または脳卒中(これと医学上因果関係がある急性心筋梗塞または脳卒中を含みます。)							
		<table><tr><th>支払事由</th><th>支払要件</th></tr><tr><td>がん(悪性新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検)^(※1)により診断された場合に限ります。</td><td>—</td></tr><tr><td>急性心筋梗塞を発病したこと。</td><td>その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td></tr><tr><td>脳卒中を発病したこと。</td><td>その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td></tr></table> (※1) 病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見による診断も認めることがあります。 (注) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】三大疾病診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者ががん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中^(※2)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 (次ページへ続く)	支払事由	支払要件	がん(悪性新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検) ^(※1) により診断された場合に限ります。	—	急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。	脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。	など (*) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。
支払事由	支払要件										
がん(悪性新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検) ^(※1) により診断された場合に限ります。	—										
急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。										
脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。										

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
三大疾病診断 保険金 ★三大疾病診断 保険金補償(待機 期間不設定型) 特約	(前ページからの続き) ①がん(悪性新生物)、急性心 筋梗塞または脳卒中を発 病した時の保険契約のお 支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払 条件で算出した金額 ただし、がん(悪性新生 物)、急性心筋梗塞また は脳卒中を発病した時 が、がん診断時または急 性心筋梗塞もしくは脳卒 中による入院の開始時か らご加入の継続する期間 を遡及して1年以前であ るときは、②により算出 した額をお支払いします。 (*2)がん(悪性新生物)、急性 心筋梗塞または脳卒中と 医学上因果関係がある病 気*を含みます。		
先進医療費用 保険金 ★先進医療費用 保険金補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット	ケガ*または病気*の治療*の ため、保険期間中に日本国内に おいて先進医療(*1)を受けた場 合で、被保険者が先進医療に伴 う費用を負担されたとき。 (注)【継続加入において、継続 前後でご契約のお支払条 件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補 償する加入タイプに継続 加入の場合で、ケガの原因 となった事故発生の時また は病気(*2)を発病した時が この保険契約の保険期間 の開始日より前であるとき は、先進医療費用保険金 のお支払額は次の①または ②の金額のうち、いずれか 低い額となります。 ①ケガの原因となった事故 発生の時または病気を発 病した時の保険契約のお 支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払 条件で算出した金額 ただし、ケガの原因とな った事故発生の時または病 気(*2)を発病した時が、そ のケガまたは病気によっ て先進医療を開始した日 からご加入の継続する期 間を遡及して1年以前で あるときは、②により算出 した額をお支払いします。 (*1)「先進医療」とは、治療を受けた 日現在において厚生労働省 告示に基づき定められている評価 療養のうち、別に厚生労働大臣 が定めるもの(先進医療ごと に別に厚生労働大臣が定める施 設基準に適合する病院または診 療所において行われるものに限 ります。)をいいます。医療技術、 医療機関および適応症等が先 進医療に該当しない場合、支払 対象外となります。なお、先進医 療の対象となる医療技術、医療 機関および適応症等は、一般の 保険診療への導入や承認取消 等の事由によって、変動します。 受療された日現在において、先 進医療に該当しない場合、お支 払いの対象外となります。 (*2)先進医療の原因となった 病気と医学上因果関係があ る病気*を含みます。	被保険者が負担された次の費用を被保険者 にお支払いします。 ア. 先進医療に要する費用(*) イ. 先進医療を受けるための病院等との間の 交通費(転院、退院のための交通費を含み ます。) ウ. 先進医療を受けるための宿泊費(1泊につ き1万円限度) (**)先進医療を受けた場合の費用のうち、保 険外併用療養費およびこれに伴う一部負 担金以外の費用をいいます。ただし、保険 外併用療養費には、保険外併用療養費に 相当する家族療養費を含みます。なお、保 険外併用療養費とは、公的医療保険制度 から給付される部分をいい、一部負担金 とは公的医療保険制度と同様の本人負担金 をいいます。 (注1)加害者等から支払われる損害賠償金な どがある場合は、被保険者が負担され た費用から差し引きます。 (注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先 進医療費用保険金額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険 種類の特約や引受保険会社以外の保険 契約を含みます。)が他にある場合、補償 内容の差異や保険金額、加入の可否をご 確認いただいたうえでご加入ください。	●本別冊5ページ疾病保険金の「保険金をお支 払いしない主な場合」と同じ。ただし、(注)を 次のとおり読み替えます。 (注)保険期間の開始時(*5)より前に被ったケガ または発病*した病気(*4)については保険 金をお支払いしません。ただし、先進医療 に伴う費用を補償する加入タイプに継続 加入された場合で、ケガの原因となった 事故発生の時または病気を発病した時が、 そのケガまたは病気による先進医療を開 始された日からご加入の継続する期間を 遡及して1年以前であるときは、保険金 をお支払いします。 (*4)その病気と医学上因果関係がある病気* を含みます。 (*5)先進医療に伴う費用を補償する加入タイ プに継続加入された場合は、継続加入し てきた最初のご契約の保険期間の開始 時をいいます。

●保険契約者、被保険者または保険金を受け取
 るべき者の故意または重大な過失によるケガ*
 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ
 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*また
 は麻薬等を使用しての運転中のケガ
 ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ
 ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ
 ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの
 治療*以外の外科的手術その他の医療処置に
 によるケガ
 ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ
 行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に
 関する一部修正特約により、保険金の支払対
 象となります。)
 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする
 津波によるケガ
 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ
 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、
 腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを
 裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの*
 ●入浴中の溺水* (ただし、引受保険会社が保険
 金を支払うべきケガによって発生した場合には、
 保険金をお支払いします。)
 ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によっ
 て発生した肺炎
 ●本別冊11ページの「補償対象外となる運動等」
 を行っている間のケガ
 ●本別冊11ページの「補償対象外となる職業」
 に従事中のケガ
 ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ
 など
 (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、
 補償の対象にはなりません。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
親介護一時金 親介護 ★親介護一時金支払特約	保険期間中に、特約被保険者 ^(*) が要介護状態(要介護3以上の状態) [*] となり、90日を超えて継続した場合 (※)普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。)のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (注1)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】親が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 (注2)特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細は本別冊19ページの＜代理請求人について＞をご覧ください。	親介護一時金額の全額 (注)親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。	●保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等 [*] の無資格運転、酒気帯び運転 [*] 中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療 [*] を目的として医師 [*] がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群 [*] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの [*] など (注)保険期間の開始時 ^{(*)1} より前に要介護状態の原因となった事由 ^{(*)2} が発生した場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由 ^{(*)2} が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。 (※1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※2)公的介護保険制度 [*] を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。
介護による休業補償保険金 ★親の介護による休業補償特約	保険期間中に、要介護状態(要介護3以上の状態) [*] である介護対象者 [*] を介護するために、被保険者が介護による休業 [*] を30日(免責期間 [*])を超えて取得した場合 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】介護による休業を補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、休業を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	$\text{介護による休業補償保険金額} \times \text{てん補期間内介護による休業期間}^{\ast} \text{の月数}$ (注1)介護による休業補償保険金額が被保険者の平均月間定期所得額 [*] を超えている場合には、平均月間定期所得額を介護による休業補償保険金額として保険金のお支払額を計算します。 (注2)休業中に得られる定期所得 [*] があり、支払保険金と合算した額が平均月間定期所得額にてん補期間内介護による休業期間を乗じた額を超える場合、平均月間定期所得額にてん補期間内介護による休業期間を乗じた額から定期所得の額を差し引いて保険金のお支払額を計算します。 (注3)てん補期間内介護による休業期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が発生した場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。 (注4)免責期間 [*] を超える休業が終了した後、休業の原因となった介護対象者 [*] の介護のため、再び休業を開始した場合は、後の休業は前の休業と同一の休業とみなします。ただし、介護対象者の要介護状態が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降にその介護対象者が再び要介護状態となり休業を開始した場合は、後の休業は新たな休業として取り扱います。 (注5)複数の介護対象者を介護することを目的として休業を取得した場合であっても、勤務先に届出を行ったいずれか1名の介護対象者を介護するために休業を取得したものとして取り扱い、その重複する期間に対して、重ねては保険金をお支払いしません。 (注6)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者、介護対象者 [*] または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等 [*] の無資格運転、酒気帯び運転 [*] 中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療 [*] を目的として医師 [*] がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群 [*] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの [*] など (注)保険期間の開始時 ^{(*)1} より前に要介護状態の原因となった事由 ^{(*)2} が発生した場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由 ^{(*)2} が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護による休業補償保険金をお支払いします。 (※1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※2)公的介護保険制度 [*] を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
女性特定疾病2倍支払特約 (L1,L2,L3セット)	被保険者の病気*が特約記載の女性特定疾病*であるとき、その治療*を目的とする入院*および通院*の期間ならびに手術*および放射線治療*に対して、疾病保険金を2倍にしてお支払いします。この場合、保険金の請求に関する特約が自動的にセットされます。 同様の取扱いとなる保険金 ・疾病退院時一時金 ・疾病長期入院時保険金
保険金の請求に関する特約 (L1,L2,L3セット)	被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 (注)被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 本特約が適用される傷病名 ・女性特定疾病*

(☆) 疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)、疾病退院時一時金、疾病長期入院時保険金

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気*を補償する加入タイプ^(*)に継続加入の場合で、被保険者が疾病入院^(*)の原因となった病気^(*)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気^(*)を発病した時が、その病気による入院^(*)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(*) 疾病退院時一時金、疾病長期入院時保険金においては、「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。

(*) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(*) 疾病入院^(*)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。

団体所得補償保険(所得補償保険(基本プラン))

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償保険金 ☆骨髄採取手術に伴う入院補償特約セット ☆保険期間開始前の発病の取扱いの変更に関する特約セット	保険期間中に、ケガ*、病気*または骨髄採取手術*により就業不能*となり、その状態が免責期間*(7日)を超えて継続した場合	$\text{保険金額} \times \text{就業不能期間*の月数}^{(*)} + \text{就業不能期間のうち1か月に満たない期間の日数}$ 30 (*) 1か月単位とし、1か月に満たない期間は切り捨てます。 (注1) 保険金額が被保険者の平均月間所得額*を超えている場合には、平均月間所得額を保険金額として保険金のお支払額を計算します。 (注2) 原因または発生した時が異なる複数のケガ*または病気*により就業不能期間が重複した場合は、その重複する期間に対して保険金を重ねてはお支払いしません。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ*や病気* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ●麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によるケガや病気 ●自動車等*の無資格運転または酒気帯び運転*中のケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガや病気 ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガや病気(テロ行為によるケガや病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガや病気 ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気 ^(*) やケガ(加入者証等に記載されます。) などによる就業不能* ●精神障害 ^(*) を被り、これを原因として発生した就業不能 ●妊娠または出産による就業不能 ●骨髄採取手術*による就業不能となった時が、骨髄採取手術に伴う入院補償特約をセットした最初のご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前である場合 (注) ご加入をお引受けした場合でも、保険期間の開始時 ^(*) より前に発病*した病気 ^(*) または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。ただし、就業不能を補償するご契約に継続加入された場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が、就業不能となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いします。 (*1) その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*2) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 <お支払対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、人格障害、気分障害、知的障害 など (*3) 就業不能を補償するご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
無事故戻しに関する規定の不適用特約(自動セット)	保険期間が満了した場合で、保険期間中に保険金をお支払いする就業不能*が発生しなかったときでも、無事故戻し返れい金をお支払いしません。
天災危険補償特約(所得補償保険用)(自動セット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*による就業不能*の場合も、所得補償保険金をお支払いします。

(☆)【再度就業不能*となった場合の取扱い】

免責期間*を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過する日までに、その就業不能の原因となったケガ*または病気*によって再度就業不能になった場合には、前の就業不能と後の就業不能をあわせて「同一の就業不能」として取り扱います。

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

就業不能*を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガ*の原因となった事故発生の時または病気*を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。

①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。

(*)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。

団体所得補償保険(団体長期障害所得補償保険(リレープラン))

お支払いする保険金のご説明

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定事項明細書(協定書)(以下「協定書」といいます)の補償内容および保険金をお支払いしない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または協定書をご参照ください。

(注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)および協定書は保険契約者が保管しています。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

普通保険約款の補償内容
<ご注意> 被保険者またはそのご家族がご契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。 補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。 補償内容の差異や保険金額等を確認していただき、ご加入の要否をご判断のうえ、加入してください。 (*)複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、ご契約を解約されたときは、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 被保険者(補償の対象となる方)が身体障害*を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害*が開始した場合に限り、てん補期間*中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額*を基に普通保険約款、協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
- 被保険者は協定書に規定された方となります。
- 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償保険金	身体障害*により就業障害*となった場合	てん補期間*中の就業障害*である期間1か月につき、次の額をお支払いします。 $\text{支払基礎所得額*} \times \text{所得喪失率*} \times \text{約定給付率* (100\%)}$ (注1)お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額*(50万円)を限度とします。 (注2)協定書に定めるてん補期間を限度とします。 (注3)支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が、平均月間所得額*を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。 (注4)てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。 (注5)同一の身体障害*により、免責期間*を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。 (注6)保険金または共済金が支払われる他の保険契約等*がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額*の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。 (次ページへ続く)	(1)新規加入日からその日を含めて12か月以内に就業障害*になった場合、就業障害の原因となった身体障害*について、新規加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。 (2)次のいずれかの就業障害*に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害^(*) ⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑦むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害^(*) ⑧被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑨被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害^(*) (次ページへ続く)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害 所得補償保険金		(前ページからの続き) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額^(*) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額^(*)を限度とします。 (*) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 就業障害を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業障害となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	(前ページからの続き) ⑩被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害 ⑪発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害^(※4) など (3) 健康に関する告知の回答内容等により補償対象外とする病気^(※5)等(加入者証等に記載されます。)による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 (※1) テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 (※2) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (※3) お支払い対象外となる精神障害の例 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、躁(そう)病、うつ病、パニック障害、情緒不安定性人格障害、知的障害など (※4) 病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。 (※5) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。

補償対象外となる運動等／補償対象外となる職業／補償対象外となる主な「携行品」／補償対象外となる主な「受託物」	
補償対象外となる運動等 山岳登山^(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(※2)操縦^(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 (※1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。 (※2) グライダーおよび飛行船は含みません。 (※3) 職務として操縦する場合は含みません。 (※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。	
補償対象外となる職業 オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業	
補償対象外となる主な「携行品」 船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型(無人機等を含みます。)、およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。)、稿本(本などの原稿)・設計書・図案・証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ など	
補償対象外となる主な「受託物」 日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)、原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(置、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物 など	

※印の用語のご説明

団体傷害保険・医療オプションプラン・親介護補償プラン・団体レジャー保険(総合レジャー保険)・団体自転車保険・団体所得補償保険

- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気※をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
救済者費用等補償特約	救済対象者※以外の医師
親介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師
親の介護による休業補償特約	保険契約者、被保険者、介護対象者※または保険金を受け取るべき方以外の医師

- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日※(※)からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気※(これと医学上因果関係がある病気※を含みます。)*によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。

(*)疾病退院時一時金、疾病長期入院時保険金においては、「退院日の翌日」を「退院日」と読み替えます。

- 「介護対象者」とは、親の介護による休業補償特約の介護対象者として保険証券に記載された者をいいます。
- 「介護による休業」とは、要介護状態(要介護3以上の状態)*である介護対象者※を介護することを目的として、被保険者が取得する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第11条に定める休業(※)をいいます。
- (*)これに準ずる就業規則等に基づく休業を含みます。なお、介護対象者が要介護状態(要介護3以上の状態)となる前の期間および就業規則等に定められた休業期間以外の期間は含みません。

- 「がん(悪性新生物)」には、上皮内新生物を含みます。
- 「回復所得額」とは、免責期間※開始以降に業務に復帰して得た所得※の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシース、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)*をいいます。

- 「救済者」とは、救済対象者※の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地へ赴く救済対象者の親族※(これらの方の代理人を含みます。)*をいいます。

- 「救済対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行※または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。

(*)いずれもそのための練習を含みます。

- 「行政書士が行う相談」とは、行政書士法第1条の3(業務)第1項第4号に規定する相談をいいます。

- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。

「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。

「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。

「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状※(※)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。

- ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒

(*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。

- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)*をいいます。

・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)*または脊柱

・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)*。ただし、長管骨を含めギプス等※の固定具を装着した場合に限ります。

・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)*。ただし、体幹部にギプス等※の固定具を装着した場合に限ります。

- 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。

- 「骨髄採取手術」とは、組織の機能に障害がある方に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術を

いいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は含みません。

- 「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。

- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ること

- 「最高保険金支払月額」とは1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。

- 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。

- 「自転車」とは、ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車(レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。)*およびその付属品(積載物を含みます。)*をいいます。

- 「自転車事故」とは、次の事故をいいます。

①自転車※に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故

②運行中の自転車と他の衝突、接触

- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

- 「支払基礎所得額」とは、保険金の算出の基礎となる額をいい、 $\frac{1}{10}$ あたり保険金額 $\times$ 加入人数※によって算出した額となります。

- 「支払限度日数」とは、支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称・疾病入院保険金・疾病通院保険金

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称・疾病入院保険金・疾病通院保険金

- 「司法書士が行う相談」とは、司法書士法第3条(業務)第1項第5号および同項第7号に規定する相談をいいます。

- 「就業障害」とは、被保険者が身体障害※を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。てん補期間※開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率※が20%超であることをいいます。免責期間※中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。

なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

- 「就業不能」とは、ケガ※または病気※を被り、入院※していることまたは治療※を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術※の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入者証等記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡した後、あるいはケガまたは病気は治癒した後は就業不能に含みません。

- 「就業不能期間」とは、てん補期間※内における被保険者の就業不能※の日数(就業不能の原因が骨髄採取手術※の場合は、就業不能の日数に4日を加えた日数)をいいます。

- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。

- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(※1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。

②先進医療※に該当する診療行為(※2)

(※1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医師診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。

(※2)②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りません。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

- 「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート(水上オートバイを含みます。)*、ゴカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。

- 「女性特定疾病」とは、次の病気をいいます。
一部の中皮腫・カポジ肉腫などを除くがん(悪性新生物)*、乳房・子宮・卵巣・腎臓・甲状腺など特定部位の良性新生物、栄養性貧血など特定の貧血、紫斑病、血小板減少症、甲状腺障害、クッシング症候群・卵巣機能

能障害などの特定の内分泌腺障害、慢性リウマチ性心疾患、外陰静脈瘤、低血圧(症)、乳房切除後リンパ浮腫症候群、胆石症・胆のう炎など特定の胆のうの病気、関節リウマチ、全身性結合組織障害、ネフローゼ症候群・慢性腎不全など特定の腎臓・尿道の病気、乳房の障害、女性骨盤臓器の炎症性疾患、女性生殖器の非炎症性障害、帝王切開などを除く妊娠・分娩・産じょにかかわる病気

など特約記載の病気

- 「所得」とは、業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害*となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含まれません。

- 「所得喪失率」とは、次の算式によって算出された割合をいいます。

$$\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間*終了日の翌日から起算した各月における回復所得額*}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

ただし、所得*の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害*の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。

- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
- 「身体障害」とは、傷害(ケガ)といいますが、および疾病(「病気」といいます)をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
- 「先進医療」とは、手術*または放射線治療*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「他の保険契約等」とはこの保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療*を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医師診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「定期所得」とは、賞与を除いた金額とします。なお、賞与とは、名称のいかんを問わず、臨時に支払われるものおよび3か月を超える期間ごとに支払われるものをいいます。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「てん補期間」とは、団体所得補償保険(基本プラン)においては、引受保険会社が保険金を支払う限度日数で免責期間*終了日の翌日から起算する一定の期間(加入者証等記載の期間をいいます。)をいい、この期間内で就業不能*である期間が保険金支払いの対象となります。団体所得補償保険(リレープラン)においては、引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間*終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。親介護補償プランにおいては、介護による休業保険金の免責期間*終了日の翌日から起算する一定の期間(加入者証等記載の期間をいいます。)をいいます。
- 「てん補期間内介護による休業期間」とは、てん補期間*内における介護による休業*の期間(月数)をいい、次の場合を含みません。
 - ①介護対象者*が要介護状態(要介護3以上の状態)*に該当しなくなった場合
 - ②被保険者が離職*(*)した場合(*)勤務先の関与する子会社、関連会社その他関係先への転籍を除きます。
- 「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「賠償義務者」とは、被保険者に発生した被害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
- 「発病」とは、医師*の診断(*)による発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見されることをいいます。(*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。(団体総合生活補償保険の場合は以下を追加します。)なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「平均月間定期所得額」とは、免責期間*が始まる直前12か月における被保険者の定期所得*の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。
- 「平均月間所得額」とは、団体所得補償保険(基本プラン)においては、被保険者が就業不能*となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を

目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。団体所得補償保険(リレープラン)においては、被保険者の就業障害*が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{(\text{年間収入額}^{(*)}) - (\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額}^{(*)2})}{12(\text{か月})}$$

- (*)1) 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。

- (*)2) 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

- ①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為

- ②先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為

- (注) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医師診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

- 「弁護士費用等」とは、損害賠償に関する争訟についての次のいずれかに該当する費用をいい、法律相談費用*を除きます。ただし、保険金請求権者が、これらの費用を支出する際の手続き等を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。

- ①あらかじめ引受保険会社の承認を得て保険金請求権者が委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬*(*)1)、司法書士報酬*(*)1)または行政書士報酬*(*)2)

- ②訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用およびその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用

- (*)1) 弁護士または司法書士に委任した事件の対象に基づき算定される着手金・手数料、および委任によって確保された利益に基づき算定される報酬金をいいます。

- (*)2) 書類の作成および書類の提出手続きの代理の対価として算定される金額をいいます。

- 「法律相談」とは、次のいずれかに該当する行為をいい、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。なお、訴訟事件、非訟事件、行政庁に対する不服申立事件に関する行為(*)、書面による鑑定、法律関係の調査、書類作成および法律事務の執行等は含まないものとします。

- ①弁護士が行う法律相談

- ②司法書士が行う相談*

- ③行政書士が行う相談*

- (*) 審査請求、異議申立て、再審査請求等をいいます。

- 「法律相談費用」とは、法律相談*の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。なお、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当は含みません。

- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

- 「免責期間」とは、団体所得補償保険(基本プラン)においては、就業不能*開始から起算して、継続して就業不能である一定の期間(加入者証等記載の日数)をいいます。この期間は保険金支払いの対象となりません。ただし、骨髄採取手術*による就業不能の場合には免責期間を適用しません。団体所得補償保険(リレープラン)においては、保険金をお支払いしない協定書に記載された就業障害*が継続する期間をいいます。親介護補償プランにおいては、支払いの対象とならない期間をいい、加入者証等記載の期間または日数をいいます。

適用される保険金の名称・介護による休業補償保険金

- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「約定給付率」とは、保険金の算出の基礎となる加入者証等に記載された率をいいます。

- 「要介護状態(要介護3以上の状態)」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。

- ①公的介護保険制度*の第1号被保険者(65才以上)

要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態

- ②公的介護保険制度*の第2号被保険者(40才以上65才未満)

要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。

- ③公的介護保険制度の被保険者以外(40才未満)

要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

団体総合生活補償保険(団体レジャー保険(ゴルファー向け保険))

※印を付した用語については、本別冊16ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ゴルファー賠償責任保険金 ★ゴルファー賠償責任保険特約	保険期間中のゴルフの練習中、競技中または指導中の偶然な事故により、被保険者 ^(※) が他人の生命または身体を害したり、他人の物(ゴルフカート等他人から借りたり預かったりした物を除きます。)を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 (※)本人をいいます。ただし、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者 [*] および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者としてします。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額 [*] (0円) (注1)1回の事故につき、保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族 [*] に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(ゴルフの補助者として使用するキャディを除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等 [*] の車両(ゴルフ場敷地内 [*] におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
傷害死亡保険金 ★ゴルファー傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内 [*] におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ [*] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1)傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ [*] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療 [*] 以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群 [*] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの [*] ●入浴中の溺水 [*] (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん) [*] によって発生した肺炎 など
傷害後遺障害保険金 ★ゴルファー傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内 [*] におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ [*] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 [*] が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療 [*] を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師 [*] の診断に基づき後遺障害 [*] の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群 [*] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの [*] ●入浴中の溺水 [*] (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん) [*] によって発生した肺炎 など
傷害入院保険金 ★ゴルファー傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内 [*] におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ [*] のため、入院 [*] された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。) (注)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [*] を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1)傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間 [*] (180日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 [*] (180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [*] を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群 [*] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの [*] ●入浴中の溺水 [*] (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん) [*] によって発生した肺炎 など
傷害手術保険金 ★ゴルファー傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内 [*] におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ [*] の治療 [*] のため、傷害入院保険金の支払対象期間 [*] (180日)中に手術 [*] を受けられた場合	1回の手術 [*] について、次の額をお支払いします。 ① 入院 [*] 中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5 (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとしします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとしします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療 [*] 過程で複数回実施しても手術料が1回のみの算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群 [*] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの [*] ●入浴中の溺水 [*] (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん) [*] によって発生した肺炎 など

(注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害通院保険金 ★ゴルフファー 傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注)通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギブス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものと同みなします。	$\text{傷害通院保険金日額} \times \text{傷害通院の日数}$ (注1)傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3)傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	前記傷害死亡保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。
ゴルフ用品保険金 ★ゴルフ用品 補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフ用品*の盗難またはゴルフクラブの破損・曲損事故が起きた場合 (※)「ゴルフ用品」とは、被保険者が所有するゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、ゴルフ用に設計された物であっても時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は、含みません。 (注1)自宅駐車場等、ゴルフ場敷地内以外の場所での盗難および破損・曲損事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品の盗難と同時に発生した場合に限り保険金をお支払いします。 (注2)ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損に対しては保険金をお支払いしません。	被害物の損害額(被害物の修理費または時価額*のいずれか低い方が限度となります。) (注1)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、保険金額が限度となります。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族*の故意による損害 ●ゴルフ用品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●ゴルフ用品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗装のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷、またはゴルフ用品の汚損であって、ゴルフ用品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害(ただし、ゴルフ用品の盗難によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	日本国内のゴルフ場*において被保険者が達成した次のホールインワン*またはアルバトロス*について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ①次のアおよびイの両方が目撃*したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には次の方をいいます。) 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出りする造園業者・工事業者 など (注)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。 ②達成証明資料* ^(*) によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロスなお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルフファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 (次ページへ続く)	次の費用のうち実際に支出した額 ア. 贈呈用記念品購入費用* イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場*に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ*に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護* ^(*) またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン*またはアルバトロス*を記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。) (※1)贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含みます。 (※2)自然保護*には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。 (注1)保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 (注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (次ページへ続く)	●日本国外で達成したホールインワン*またはアルバトロス* ●ゴルフ場*の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人* ^(*) が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など (※)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・ アルバトロス 費用保険金 ★ホールインワン・ アルバトロス 費用補償特約 (団体総合生活 補償保険用)	(前ページからの続き) ●その達成および目撃証明を引受保険会社 所定のホールインワン・アルバトロス証明 書 ^(※2) により証明できるものに限ります。 (※1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等により ホールインワンまたはアルバトロスの達成 を客観的に確認できる記録媒体に記録さ れた映像等資料をいいます。 (※2)「引受保険会社所定のホールインワン・ア ルバトロス証明書」には次のすべての方 の署名または記名・押印が必要です。 (a) 同伴競技者 (b) 同伴競技者以外のホールインワンまた はアルバトロスの達成を目撃した第三者 (達成証明資料がある場合は不要です) (c) ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務 を代行もしくは行使する権限を有する者 (注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職 業としている方が被保険者となる場合には セッティングすることができません。	(前ページからの続き) (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる 保険種類の特約や引受保険会社以外 の保険契約を含みます。)が他にある 場合、補償の重複が発生することがあ ります。補償内容の差異や保険金額、 加入の可否をご確認いただいたうえ でご加入ください。 (注4) 保険金のご請求には、引受保険会社 所定のホールインワン・アルバトロス 証明書および各種費用の支払いを証 明する領収書等の提出が必要となり ます。	

【特約の説明】

セッとする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部 修正特約(自動セッ)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象 となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこ れと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

※印の用語のご説明

団体総合生活補償保険(団体レジャー保険(ゴルフ向け保険))

- 「アルバトロス」とは、ホールインワン*以外で、各ホールの基準打数より
も3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合で
あっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳
鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これら
に類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の
安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、
頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間
隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予
知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用による
こと、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸
入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状^(※)を含み、次の
いずれかに該当するものを含まません。
①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
(※)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含ま
れません。)をいいます。
・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下
同様とします。)または脊柱
・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨お
よびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス
等*の固定具を装着した場合に限ります。
・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス
等の固定具を装着した場合に限ります。
- 「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被
保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重
大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被
保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学
的・他覚所見のないもの*を除きます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。
- 「ゴルフ場」とは、ゴルフの練習または競技を行うための有料の施設(ゴルフ
練習場を含みます。)をいいます。ホールインワン・アルバトロス費用補
償特約(団体総合生活補償保険用)においては、日本国内に所在するゴルフ
競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。
- 「ゴルフ場敷地内」とは、ゴルフ場*として区画された敷地内をいい、駐車
場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用さ
れる部分を除きます。
- 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対
象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要
な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したとき
の金額より低い金額となる場合があります。
- 「時価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額
であって、再調達価額*から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車を含みます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間*内において、支払いの限度となる日

数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称・傷害入院保険金・傷害通院保険金

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについ
て、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院*が中断し
ている期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称・傷害入院保険金・傷害通院保険金

- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対
象として列挙されている診療行為^(※1)。ただし、創傷処置、皮膚切開術、
デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整
復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
②先進医療*に該当する診療行為^(※2)
- (※1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象とし
て列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表において
も手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
- (※2)②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部
または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、
検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、
局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づ
き定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先
進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院また
は診療所に別に行われるものに限ります。)*をいいます。なお、先進医
療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療
への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱
その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療に
より、治療*を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。
ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのもの
は含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、
公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診
療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達
成したゴルフ場*に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホール
インワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
- 「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を
達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、
常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚
姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一である
が婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金
額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、
その場で確認することをいいます。例えば、達成後に被保険者から呼ば
れてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。

ご加入にあたってご注意いただきたいこと

全保険共通

- この保険はアサヒグループホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しています。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- ＜自動継続の取扱いについて＞
前年にご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)
- この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。
ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

- 前年度にご加入いただいた被保険者の人数等に従って割増率が適用されます。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特別約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数・就業不能期間・就業障害である期間・ゴルフ傷害補償特約の通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- ＜税法上の取扱い＞(2022年12月現在)
医療オプションプラン・親介護補償プラン・団体所得補償保険の場合、払い込んでいただく保険料は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
(注)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

団体傷害保険・医療オプションプラン・親介護補償プラン、団体所得補償保険、 団体レジャー保険(総合レジャー保険)、団体自転車保険

- ＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞
 - ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
 - ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
団体傷害保険と団体レジャー保険(総合レジャー保険)、団体自転車保険は、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また団体所得補償保険・医療オプションプランは、保険金・解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。親介護補償プランは、保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

団体レジャー保険(ゴルフ向け保険)

●＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一時期凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。))以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、下記補償の対象となります。)
- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

団体傷害保険、団体所得補償保険(リレープラン)、団体レジャー保険、団体自転車保険

●この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

三井住友海上火災保険(幹事会社) 引受割合 96.8%

あいおいニッセイ同和損害保険 // 3.2%

※医療オプションプラン・親介護補償プラン・団体所得補償保険(基本プラン)は三井住友海上の単独引受となります。

保険金をお支払いする場合に該当したとき

全保険共通

●＜保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡＞

保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

●＜保険金支払いの履行期＞

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(※1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(※2)を終えて保険金をお支払いします。^(※3)

(※1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。

(※2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(※3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

●＜保険金のご請求時にご提出いただく書類＞

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- 引受保険会社所定の保険金請求書　○引受保険会社所定の同意書　○事故原因・損害状況に関する資料
 - 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
 - 引受保険会社所定の診断書　○診療状況申告書　○公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書　○死亡診断書
 - 他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類　○休業・所得証明書　○所得を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書等）
 - 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
 - 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

●日常生活賠償保険金、受託物賠償責任保険金等、法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

＜示談交渉サービス＞

日本国内において発生した、日常生活賠償特約およびゴルフアー賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

＜示談交渉を行うことができない主な場合＞

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約およびゴルフアー賠償責任保険特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

●＜代理請求人について＞

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいないうちは、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(※)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は^(注)をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(※)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者^(※)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(※) 法律上の配偶者に限ります。

(注) ネットで加入手続きされる方は、「加入申込票」を「申込画面」に、「記入」を「入力」に読み替えてください。

ご加入内容確認事項

全保険共通

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険料・保険料払込方法

2 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

- 加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- 加入申込票の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか？
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ◆「複数の方を保険の対象にするセットをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者(補償の対象となる方)の範囲はご希望どおりとなっていますか？
- ◆「所得補償保険(団体所得補償保険・基本プラン)・GLTD[団体長期障害所得補償保険](定額型)(団体所得補償保険・リレープラン)のセットをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
保険金額または支払基礎所得額(ご契約金額)は、平均月間所得額(ボーナスを含みます。)の40%(団体所得補償保険・基本プラン)、50%(団体所得補償保険・リレープラン)以下となるようなセットまたは口数でお申込みされていますか？
- ◆「健康状況告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

3 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- この保険制度に新規加入される場合
- 既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など)
- 既にご加入されているがご継続されない場合

健康状況告知書ご記入のご案内(必ずお読みください)

医療オプションプラン、親介護補償プラン、団体所得補償保険(基本プラン・リレープラン)

以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

<継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなく継続いただく場合には、あらためて健康状況を告知いただく必要はありません。>

(*) 団体所得補償保険(基本プラン(所得補償保険))においては、保険金額の増額等、補償を拡大することをいいます。団体所得補償保険(リレープラン(団体長期障害所得補償保険))においては、支払基礎所得額の増額等、補償を拡大することをいいます。医療オプションプラン・親介護補償プランにおいては、保険金額の増額、支払限度日数の延長等、疾病にかかわる補償を拡大することをいいます。

① 健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。

(注) 医療オプションプランの場合、告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。

親介護補償プランの場合

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約 親介護	・基本補償部分の被保険者(子)が特約被保険者(親)を代理して回答(記入・署名)ください。告知にあたっては、特約被保険者(親)について、ご存知の内容に基づき回答されるのではなく、この書面および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者(親)にご説明のうえ、質問事項に対する回答をそのまま記入ください。 ・特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄に記入ください。
親の介護による休業補償特約	・基本補償部分の被保険者(子)が回答(記入・署名)ください。告知にあたっては、介護対象者(親)について、ご存知の内容に基づき回答されるのではなく、介護対象者(親)に質問事項をご説明のうえ、記入ください。 ・介護対象者への確認方法についても「確認方法」欄に記入ください。

② 正しく告知されなかった場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

③ 書面によるご回答のお願い

- 代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- 代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いします。

④ 「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

医療オプションプラン・親介護補償プラン

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次の取扱いとさせていただきます。

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	次のいずれかとなります。
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	① 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。この場合でも、特定の疾病・症状群に該当しないものは、「6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い」が適用されます。
疾病退院時一時金補償特約	② ご加入はお引受できません。
疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約	
先進医療費用保険金補償特約	
親介護一時金支払特約 親介護	ご加入はお引受できません。
親の介護による休業補償特約	

団体所得補償保険(基本プラン・リレープラン)

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次のいずれかのお取扱いとさせていただきます。

- ① 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。
- ② ご加入はお引受できません。

⑤ 現在の契約を解約・減額し、新たなご加入を検討されているお客さまへ

※ 詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかったり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受することがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなることがあります。

⑥ 保険期間の開始前の発病等の取扱い

医療オプションプラン・親介護補償プラン

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*)より前に発病した病気(**)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
疾病退院時一時金補償特約	なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日(**)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約	
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*)より前に被ったケガまたは発病した病気(**)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
	なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*)より前に発病した三大疾病(**)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
	なお、継続加入である場合で、三大疾病を発病した時が、医師によってがんと診断された日または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親介護一時金支払特約 親介護	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*)より前に要介護状態の原因となった事由が生じていた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
	なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親の介護による休業補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*)より前に要介護状態の原因となった事由が生じていた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
	なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が生じた時が、介護による休業を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(*) 1) 同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時をいいます。

(**) 2) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

- (※3) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
- (※4) その三大疾病と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。

団体所得補償保険（基本プラン（所得補償保険））

ご加入をお引受した場合でも、ご加入時^(※1)より前に発病した病気^(※2)（発病日は医師の診断^(※3)によります。）または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱い^(※4)は、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

なお、継続加入である場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(※1) 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(※2) 就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。
(※3) 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

(※4) 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入した場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。

団体所得補償保険（リレープラン（団体長期障害所得補償保険））

ご加入をお引受した場合でも、加入日^(※1)からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき^(※2)は、保険金をお支払いしません。このお取扱い^(※3)は、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(※1) 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入されてきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(※2) 治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

(※3) 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入された場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。

⑦ その他ご留意いただく点

- ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- 「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

医療オプションプラン・親介護補償プラン

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。 【ご注意】 ◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかったり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。 ◎特約によっては、新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病等時点の保険契約の条件で算出した金額となる場合があります。 ◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
先進医療費用保険金補償特約	
三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	
疾病退院時一時金補償特約	
疾病長期入院時保険金補償（90日ごと用）特約	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入することはできませんので、説明すべき事項はありません。
親介護一時金支払特約 親介護	
親の介護による休業補償特約	

団体所得補償保険（基本プラン・リレープラン）

ご継続時に、あらためて健康状況の告知をしていただくことにより、新たな告知内容に応じた条件でご継続加入いただくことができます。

【ご注意】◎現在の健康状況等によっては、ご継続加入できなかったり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。

◎新たな告知内容に応じた条件でご継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病時点の保険契約の条件で算出した金額となる場合があります。

◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。

重要事項のご説明

契約概要のご説明

団体傷害保険、医療オプションプラン、親介護補償プラン、団体レジャー保険（総合レジャー保険）、団体自転車保険、団体所得補償保険（基本プラン・リレープラン）
（団体総合生活補償保険（標準型）（MS&AD 型）、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等および団体所得補償保険（団体長期障害所得補償保険（リレープラン））においては保険契約者と引受保険会社との間で締結する「協定事項明細書（協定書）」（以下協定書といいます）等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

団体傷害保険・団体レジャー保険（総合レジャー保険）・
団体自転車保険（団体総合生活補償保険（標準型））

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。被保険者の範囲や、保険金が支払われる事故の種類によって加入プランをお選びいただくことができます。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

- 被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○：被保険者の対象 ー：被保険者の対象外)		
	本人 ^(※2)	配偶者	その他親族 ^(※3)
本人型	○	ー	ー
家族型 ^(※1)	○	○	○

- 保険金が支払われる事故の種類によって次の特約をセットします。

		被保険者の範囲 (○：被保険者の対象 ー：被保険者の対象外)		
		本人 ^(※2)	配偶者	その他親族 ^(※3)
特約セットなし		○	ー	ー
特約 セット	自転車 搭乗中等のみ 補償特約	×	×	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
日常生活賠償特約	(a) 本人 ^(※2) (b) 本人 ^(※2) の配偶者 (c) 同居の親族（本人 ^(※2) またはその配偶者と同居の、本人 ^(※2) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族） (d) 別居の未婚の子（本人 ^(※2) またはその配偶者と別居の、本人 ^(※2) またはその配偶者の未婚の子） (e) (a) から (d) までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^(※4) 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
救済者費用等補償特約	(a) 保険契約者（申込人） (b) 救済対象者である上表の「被保険者の範囲」の方およびその親族（6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族）
弁護士費用特約	(a) 本人 ^(※2) (b) 本人 ^(※2) の配偶者 (c) 同居の親族（本人 ^(※2) またはその配偶者と同居の、本人 ^(※2) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族） (d) 別居の未婚の子（本人 ^(※2) またはその配偶者と別居の、本人 ^(※2) またはその配偶者の未婚の子）

- (※1) 家族型には「家族型への変更に関する特約」がセットされます。
- (※2) 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
- (※3) 家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。
 - ・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
 - ・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子
- (※4) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
- (注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

医療オプションプラン・ 親介護補償プラン（団体総合生活補償保険（MS&AD 型））

この保険は、被保険者（補償の対象者）が病気になられた場合（疾病補償特約等をセットした場合）等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○：被保険者の対象 ー：被保険者の対象外)		
	本人 ^(※)	配偶者	その他親族
本人型	○	ー	ー

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人 ^(※) のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満1才以上69才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	
疾病退院時一時金補償特約	
疾病長期入院時保険金補償（90日ごと用）特約	
先進医療費用保険金補償特約	
親介護一時金支払特約（親介護）	本人 ^(※) の親（姻族を含みます。2名までを限度とします。）のうち、加入申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満20才以上84才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
親の介護による休業補償特約	本人 ^(※) (注) 介護対象者（介護を受ける方）の範囲は、本人の親（姻族を含みます。2名までを限度とします。）のうち、加入申込票の介護対象者欄に記載された次のすべてに該当する方となります。 ・保険期間の開始時点で満20才以上84才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方

- (※) 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

団体所得補償保険(基本プラン・リレープラン) 〈所得補償保険・団体長期障害所得補償保険〉

この保険は、被保険者(補償の対象者)がケガまたは病気により就業障害となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	＜所得補償保険(基本プラン)＞ 現在働いて収入を得ている方で、保険期間開始時点で満15才以上64才以下の方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。 ＜団体長期障害所得補償保険(リレープラン)＞ 働いて収入(所得)を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、始期日時点における年令が満15才から満59才までの方
被保険者の範囲	加入申込票の被保険者欄記載の方

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合、および保険金をお支払いしない主な場合は本別冊1～11ページののとおりです。詳細は普通保険約款・特約および団体所得補償保険(団体長期障害所得補償保険(リレープラン))においては保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

本別冊1～11ページをご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

本別冊1～11ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

本別冊1～11ページをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約および団体所得補償保険(団体長期障害所得補償保険(リレープラン))においては保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

団体傷害保険・団体レジャー保険(総合レジャー保険)・ 団体自転車保険(団体総合生活補償保険(標準型))

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2. (2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。

団体傷害保険・団体レジャー保険(総合レジャー保険)・ 団体自転車保険(団体総合生活補償保険(標準型))>医療オプションプラン・ 親介護補償プラン(団体総合生活補償保険(MS&AD型))>

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレット5～10ページの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

- ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

団体所得補償保険(基本プラン)〈所得補償保険〉

所得補償保険金額は、被保険者(補償の対象者)が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで、平均月間所得額の範囲内で適正となるよう、ご加入時に設定いただきます(就業不能にかかわらず得られる役員報酬、年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。)。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレット8ページの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

また、所得補償保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできません。

団体所得補償保険(リレープラン)〈団体長期障害所得補償保険〉

ご加入いただく支払基礎所得額の設定につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく支払基礎所得額につきましては、パンフレット8ページの保険金額欄および加入申込票等にてご確認ください。

この保険の支払基礎所得額は、被保険者の加入する公的保険制度(健康保険法等の法律に基づく保険制度をいいます)による給付内容を勘案し、次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を

乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

- ・所得の平均月間額に対して次の範囲内となるよう設定してください。健康保険、共済保険の加入者(給与所得者など):50%^(*)

(*)公的医療保険制度において傷病手当金の支給対象となる被保険者(給与所得者)については、免責期間が1年6か月以上の場合には、70%とします。

② 保険料

保険料は下記によって決定されます。

団体傷害保険・団体レジャー保険(総合レジャー保険)・ 団体自転車保険(団体総合生活補償保険(標準型))

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容(「自転車搭乗中等のみ補償特約」および「就業中の傷害危険対象外特約」をセットしたご契約の場合を除きます。)等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

医療オプションプラン・

親介護補償プラン(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

保険料は保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年令等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

団体所得補償保険(基本プラン)〈所得補償保険〉

保険料は保険金額・年令・お仕事の内容・免責期間・てん補期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

団体所得補償保険(リレープラン)〈団体長期障害所得補償保険〉

保険料は支払基礎所得額・年令・性別・免責期間・てん補期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

③ 保険料の払込方法について

パンフレット4ページをご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。(団体所得補償保険(リレープラン)を除く)

④ 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

⑤ 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

⑥ 無事故戻し返れい金

団体所得補償保険(基本プラン)〈所得補償保険〉

無事故戻しは行いません(無事故戻しに関する規定の不適用特約が自動セットされます。)

注意喚起情報のご説明

団体傷害保険、医療オプションプラン、親介護補償プラン、団体レジャー保険(総合レジャー保険)、団体自転車保険、団体所得補償保険(基本プラン・リレープラン)
(団体総合生活補償保険(標準型)(MS&AD型)、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険)

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等および団体所得補償保険(団体長期障害所得補償保険(リレープラン))においては保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険はアサヒグループホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

団体傷害保険・団体レジャー保険(総合レジャー保険)・団体自転車保険・団体所得補償保険(基本プラン)(団体総合生活補償保険(標準型)、所得補償保険)

- ①被保険者(※)の「職業・職務」(団体総合生活補償保険(標準型)の「自転車搭乗中等のみ補償特約」をセットした場合を除きます。)
(※)団体傷害保険(団体総合生活補償保険(標準型))の家族型の場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。

団体傷害保険・医療オプションプラン・親介護補償プラン・団体レジャー保険(総合レジャー保険)・団体自転車保険・団体所得補償保険(基本プラン・リレープラン)(団体総合生活補償保険(標準型)(MS&AD型)、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険)

②他の保険契約等(※)に関する情報

- (※)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

医療オプションプラン・親介護補償プラン・団体所得補償保険(基本プラン・リレープラン)(団体総合生活補償保険(MS&AD型)、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険)

- ③被保険者の「生年月日」、「年令」、団体所得補償保険(リレープラン)の場合「性別」

④被保険者の健康状況告知

- (注)医療オプションプラン・親介護補償プランの告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

【健康状況告知について:団体所得補償保険(基本プラン)】

- ・被保険者(補償の対象者)の健康状況に関する質問事項(健康状況告知書質問事項)に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。
- ・健康状況告知の内容によってはご加入をお引受けできない場合、または特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしないことを条件にお引受する場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ・ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(※1)より前に発病した病気(※2)(発病日は医師の診断(※3)によります。)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱い(※4)は、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
- (※1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

- (※2)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。
- (※3)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- (※4)特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご契約した場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。

【健康に関する告知について:団体所得補償保険(リレープラン)】

- ・被保険者(補償の対象者)の健康状況に関する質問事項(健康状況告知書質問事項)に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。
- ・健康に関する告知の内容によってはご加入をお引受けできない場合、または特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしないことを条件にお引受けする場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ・ご加入をお引受けした場合でも、加入日(※1)からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師の治療、診察、診断を受けたとき(※2)は、保険金をお支払いしません。このお取扱い(※3)は、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
- 詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- (※1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入されてきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
- (※2)治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- (※3)特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入された場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。

(2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

団体傷害保険・団体レジャー保険(総合レジャー保険)・団体自転車保険(団体総合生活補償保険(標準型))

- ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。(「自転車搭乗中等のみ補償特約」をセットした場合を除きます。)

【通知事項】

- ①職業・職務を変更した場合
- ②新たに職業に就いた場合
- ③職業をやめた場合

また、上記①または②のいずれかにおいて、下記の<ご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

ご契約の引受範囲
下記以外の職業
ご契約の引受範囲外
オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。) 競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(シェフを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

団体所得補償保険(基本プラン)〈所得補償保険〉

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

・加入者証記載の職業・職務を変更した場合

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

(3) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

団体傷害保険・医療オプションプラン・親介護補償プラン・団体レジャー保険(総合レジャー保険)・団体自転車保険(団体総合生活補償保険(標準型)(MS&AD型))

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注) 傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社へ解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(注) 家族型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa. またはb. いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb. にするものとします。

- a. 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。
- b. この保険契約^(*)を解約すること。

(*) 保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。

す。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注) 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体総合生活補償保険(標準型)(MS&AD型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約

団体所得補償保険(基本プラン・リレープラン) (所得補償保険、団体長期障害所得補償保険)

■保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができなくなります。

■ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。将来に向かって、保険金額または支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

(*) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

団体所得補償保険(基本プラン)〈所得補償保険〉

■複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約(所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注) 1契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
所得補償保険	他の所得補償保険

団体所得補償保険(リレープラン)〈団体長期障害所得補償保険〉

■複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約(団体長期障害所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、ご加入の要否をご判断のうえ、ご加入ください。

(注) 1契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体長期障害所得補償保険	他の団体長期障害所得補償保険
	所得補償保険

3 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット4ページ記載の方法により払込みください。パンフレット4ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

本別冊1～11ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目および協定書(団体長期障害所得補償保険の場合)に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

団体傷害保険・医療オプションプラン・親介護補償プラン・
団体レジャー保険(総合レジャー保険)・団体自転車保険
(団体総合生活補償保険(標準型)(MS & AD型))

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

団体所得補償保険(基本プラン)(所得補償保険)

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

団体所得補償保険(リレープラン)(団体長期障害所得補償保険)

- ① 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等を発生させた場合
- ② 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③ 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合など

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、パンフレット4ページ記載の方法により払込みください。パンフレット4ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払いの場合、保険金をお支払いする状況が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。
(団体所得補償保険(基本プラン・リレープラン)は除く)

6 失効について

団体傷害保険・医療オプションプラン・親介護補償プラン・
団体レジャー保険(総合レジャー保険)・団体自転車保険
(団体総合生活補償保険(標準型)(MS&AD型))

ご加入後に、被保険者(家族型においては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

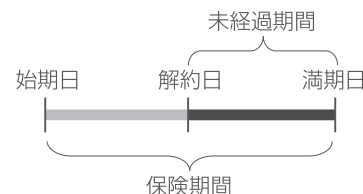
団体所得補償保険(基本プラン・リレープラン)
(所得補償保険、団体長期障害所得補償保険)

ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業不能・または就業障害の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

7 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
 - ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。
- 追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご加入を解除することがあります。



8 保険会社破綻時等の取扱い

本別冊17ページをご参照ください。

9 個人情報の取扱いについて

本別冊17ページをご参照ください。

10 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

医療オプションプラン・親介護補償プラン・団体所得補償保険(基本プラン)(団体総合生活補償保険(MS & AD型)、所得補償保険)

- ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

団体所得補償保険(リレープラン)(団体長期障害所得補償保険)

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金はお払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。

(2) 新たな保険契約をお申込みされる場合のご注意事項

医療オプションプラン・親介護補償プラン・団体所得補償保険(基本プラン)(団体総合生活補償保険(MS&AD型)、所得補償保険)

- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受ける場合があります。
- ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なる場合があります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。

団体所得補償保険(リレープラン)(団体長期障害所得補償保険)

- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受けする場合があります。
 - ② 新たな契約の保険期間の開始日より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ③ 新たな契約の始期日における被保険者の年齢により計算した保険料(*)を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なる場合があります。
- (*) 保険料の改定により、同じ年齢でも保険料が異なる場合があります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】銀泉株式会社

アサヒグループ保険営業部の下記窓口までお問い合わせください。

※営業時間 平日9:00~17:00

東京アサヒグループ保険営業部

〒105-0022

東京都港区海岸1-2-20 汐留ビルディング17階

TEL.0120-056-334(無料)

大阪アサヒグループ保険営業部

〒541-0043

大阪府大阪市中央区高麗橋4-6-12

TEL.0120-076-667(無料)

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」**0120-632-277**(無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



万一、事故が起きたり、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189(無料)

事故は いち早く

事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。
インターネット事故受付サービス「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらから
※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)〕**0570-022-808**

- ・受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(団体レジャー保険(ゴルフ向け保険)))

- ご加入に際して特にご確認ください事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特別約款および特約によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が法律上の損害賠償責任を負われた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者の範囲は次のとおりです。

主な特約	被保険者の範囲
ゴルフ賠償責任 保険特約	(a)本人 ^{(*)1} (b)本人 ^{(*)1} が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^{(*)2} 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ゴルフ傷害補償特約	本人 ^{(*)1} のみが被保険者となります。
ゴルフ用品補償特約	
ホールインワン・アルバトロス 費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	

(*)1 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(*)2 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際の時に定めるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は本別冊14~16ページのとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

本別冊14~16ページをご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

本別冊14~16ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

本別冊14~16ページをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレット9ページの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特別約款・特約等にてご確認ください。

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

- ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2 保険料

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3 保険料の払込方法について

パンフレット4ページをご参照ください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日まで期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。

追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(団体レジャー保険(ゴルフ向け保険)))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特別約款・特約によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険はアサヒグループホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2 告知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

・他の保険契約等(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、ゴルフ保険、個人賠償責任保険、団体総合生活補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2)その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、ゴルフ保険、個人賠償責任保険、団体総合生活補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注) 傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■ゴルフ傷害補償特約(以下、傷害補償特約といいます。)の被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者に傷害補償特約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は傷害補償特約(*)を解約しなければなりません。

- ①傷害補償特約(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社に傷害補償特約(*)に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、傷害補償特約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、傷害補償特約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に傷害補償特約(*)の解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(*) 傷害補償特約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注) 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険 ゴルフ賠償責任保険特約	自動車保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険 ゴルフ用品補償特約	団体総合生活補償保険 携行品損害補償特約
③	団体総合生活補償保険 ホールインワン・アルバトロス 費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	ゴルフ保険 ホールインワン・アルバトロス 費用補償特約

3 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット4ページ記載の方法により払込みください。パンフレット4ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

本別冊14～16ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特別約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害またはケガを発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット4ページ記載の方法により払込みください。パンフレット4ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します

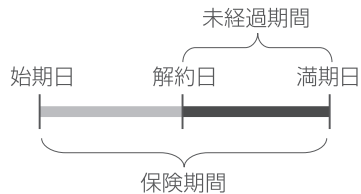
7 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。

ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8 保険会社破綻時等の取扱い

本別冊18ページをご参照ください。

9 個人情報の取扱いについて

本別冊17ページをご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】銀泉株式会社

アサヒグループ保険営業部の下記窓口までお問い合わせください。
※営業時間 平日9:00~17:00

東京アサヒグループ保険営業部

〒105-0022
東京都港区海岸1-2-20 汐留ビルディング17階
TEL.0120-056-334(無料)

大阪アサヒグループ保険営業部

〒541-0043
大阪府大阪市中央区高麗橋4-6-12
TEL.0120-076-667(無料)

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277(無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189(無料)

事故は いち早く

事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。
インターネット事故受付サービス「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらから
※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)〕0570-022-808

- ・受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>



お問い合わせ先(募集代理店)

銀泉株式会社 アサヒグループ担当の下記窓口

✉ asahi-cp@ginsen-gr.co.jp

※営業時間 平日9:00~17:00



東京アサヒグループ担当

〒105-0022 東京都港区海岸1-2-20
汐留ビルディング17階

☎ **0120-056-334** (無料)

大阪アサヒグループ担当

〒541-0043 大阪府大阪市中央区高麗橋4-6-12

☎ **0120-076-667** (無料)

引受保険会社

<幹事保険会社>

三井住友海上火災保険株式会社

総合営業第四部第一課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

☎ **03-3259-6642**

<非幹事保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社